

第1回障害者虐待防止・差別解消推進協議会での質疑について

障害者虐待防止に関する質疑について

○2018年度の障害者虐待について、養護者の虐待の対応内訳で「見守り」とあるが、どのような見守りをされるのか、後日、見守りをされた方の報告があがってくるのか教えていただきたい。(愛知県自閉症協会・つぼみの会)

⇒養護者による虐待については、虐待防止法のスキーム上、県へ報告されないため、見守りの報告はあがってこない。そのため、該当9市町村(対象者21人)に、どのような見守りをしているのか調査を実施した。

※第1回協議会では速報値だったため、確定値である本対象人数とは異なる。

・見守り対象者について(※は重複あり)

虐待種別(※)	身体	14	心理	4	性	2	放棄・放置	1	経済	2		
虐待類型	重度	0	中度	4	軽度	17						
被虐待者の障害種別(※)	身体	4	知的	13	精神	8	発達	0	難病等	0	その他	0

・見守り状況について(重複あり)

		見守り方法・頻度										計
		見守り主体が家庭に訪問				当事者が市町村役場に来庁		見守り主体が電話にて確認		障害福祉サービス利用事業所にて確認		
		1回/1週間	1回/2週間	不定期	その他	不定期	不定期	その他	1回/1週間	不定期	その他	
見守り主体	市町村職員			1		7	6					14
	事業所職員	1			1 (1回/3ヶ月)	1	3	1 (1回/3ヶ月)	2		1 (5回/1週間)	10
	相談支援(専門)員	1	1	1	2 (1回/1ヶ月) (1回/3ヶ月)	4	4	1 (1回/3ヶ月)		1		15
	その他 (訪問看護職員 ヘルパー 地域包括ケアセンター職員 児童相談所)	2		1		1	1					5
計		4	1	3	3	13	14	2	2	1	1	44

※この他に警察において、暴力がないか不定期に確認(1件)あり。